

「令和6年度赤土等流出防止活動促進事業委託業務」企画提案公募実施要領

1 企画提案公募の趣旨

「赤土等流出防止活動促進事業」については、赤土等流出問題について地域住民の理解を得て、自発的な取り組みを促すものであることから、赤土等流出問題及び環境教育に関する知識と、地域で赤土等流出防止対策に関する取り組みが進まない背景を理解しつつ地域と連携して効果的に事業を実施することが必要である。

よって、本業務の受託者の選定に当たっては、本業務に対する考え方や提案力、業務体制等を総合的に評価するために企画提案方式により行うものとする。

2 業務の概要等

(1) 業務名

令和6年度赤土等流出防止活動促進事業委託業務

(2) 業務の目的

本県では、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、赤土等流出防止対策を推進している。

赤土等流出防止対策推進のためには、地域の活動を活性化し、継続的なものとする必要がある。

そのためには、地域のひとりひとりが赤土等流出問題に関心を持ち、自発的な行動を起こすことが重要であることから、地域における環境意識を醸成するために環境教育を実施する。

(3) 経費限度額

令和6年度委託業務に係る経費限度額は7,922千円(消費税含む)とする。(企画提案のため提示した金額で契約金額ではない。)

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 実施要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者。
- (4) 県税及び地方消費税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者。

①法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は

- 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- ②役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 沖縄県内に本社又は支店等を有する者であること。県内に本店又は支店等を有しない場合は、県内に本店又は支店等を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(5)の要件を満たすものであること。
- (7) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。
 - (8) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時において、その措置の期間が満了しない者でないこと。
 - (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (12) 労働関係法令を遵守していること。
 - (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の施行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
 - (14) 企画提案に参加する事業者との間に資本の提携がないこと。

4 応募手続

(1) 公募内容等

公募内容等については、環境保全課ホームページ内に掲載する。

(2) ツールデータの配付について

出前講座で使用するツールデータについては、DVD-ROMで配付するので、希望者は担当あてメールもしくはファックスで申し出ること

(3) 公募に係る質問事項受付期間等

ア 受付期間：令和6年4月15日(月)～令和6年4月26日(金)17時まで

イ 質問方法：質問票をe-mailで8の問合せ先へ送付すること。

ウ 回答方法：随時、環境保全課ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和6年5月10日(金)17時※必着

イ 提出場所：沖縄県環境部環境保全課

ウ 提出物：5に定める全ての書類

(5) 県からの疑義照会

企画提案書について、県から疑義照会を行うことがある。

(6) 選定方法

企画提案書及び関係書類を提出後、当該企画提案内容について、企画選定委員会にて審査して委託業者を決定し、その結果を応募者へ通知する。

ただし、応募者が5者以上ある場合は、環境保全課にて第1次審査（書類審査）を行い上位3者以内に選定し、その上位者について企画選定委員会にて審査する。

なお、参加企業や外部からの問合せ、及び審査経緯や結果等に関する異議の申立ては受け付けない。

(7) 第2次審査（ヒアリング）

以下のとおり選定委員会を開催し、第1次審査で選定された企画提案書についてヒアリングを行う。提出期限後の修正及び追加資料の提出は一切受け付けない。

ア 日時：令和6年5月中旬

イ 場所：沖縄県庁内（予定）

(8) 委託先決定通知

選定結果は、選定委員会開催後1週間以内に通知するものとする。

5 提出書類等について

(1) 提出書類について

提出書類は以下のとおりとする。

ア 企画提案参加表明書(様式1)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 業務フロー及び工程表(任意様式)

エ 業務遂行体制(様式2)

オ 会社概要(様式3)

カ 業務実績一覧表(様式4)

キ 費用見積書(様式5)

ク 誓約書(様式6)

ケ 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

コ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）の領収書

(2) 編綴方法及び部数

ア 提出書類は全てA4判とし、任意様式を除いて縦長横書きとする。

イ 提出書類イ〜クまでページ番号を付して両面コピー（色刷り可）とする。

ウ 提出部数は、正本1部（社印を押印した書類）、副本10部（正本のコピー）の計11部とし、左上をステープラーで止めて提出すること。

エ 枚数については、自由とするが、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

6 企画提案書の内容について

別紙仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について記すこと。

(1) 基本的な考え方及び基本方針

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。

(2) 基本認識

赤土等流出防止対策の現状及び課題について記述すること。

(3) 業務提案、業務手法の概要

ア 出前講座について

仕様書に基づき、講座内容（説明する項目等）、実施方法、ツールの活用方法等について記述すること。

イ 野外教室について

仕様書に基づき、実施内容、実施体制、参加者の募集方法、事業効果等について記述すること。

(4) 業務全体のフロー

(5) 業務全体の工程表(スケジュール)

(6) 業務遂行体制【様式2】

ア 業務遂行体制図

イ 担当者の役割

役割、担当者名、所属(共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述)

(7) 会社概要【様式3】

会社名、設立年月日、資本金、年商(過去5年間)、業務内容、組織図、職員の状況(事務系職員の人数、調査・分析従事職員の人数)

(8) 会社の業務実績【様式4】

ア 過去10年以内に官公庁等が発注した環境教育若しくは類似事例の受託実績を記載すること。

イ 過去10年以内に県内において、官公庁等が発注した赤土等流出防止に係る調査・研究等の受託実績を記載すること。

(9) 経費見積【様式5】

本業務に必要な経費見積を提示すること。また、積算の費目は、以下のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料等)

ウ 一般管理費((人件費+直接経費-再委託費)×10%以内)

エ 消費税

(注1)項目毎の内訳を作成すること。

(注2)各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

(注3)この事業を実施するに当たっての一切の費用を見積もること。

(注4)経費見積書については、委託業務の妥当性を確認するための参考資料とするものであり、契約金額となるものではないことに留意すること。

7 審査、評価基準及び委託契約

(1) 企画提案書の審査

企画提案書については、「企業選定委員会」で審査し、最も優れた企画提案者を第1位入選者として選定する。

(2) 主な評価基準

ア 事業の理解度

基本的な考え方及び基本方針、基本認識

イ 環境教育

(ア) 提案内容の的確性、具体性、事業効果

(イ) 募集・集客方法の妥当性

ウ その他

業務遂行体制、業務実績、経費見積

(3) 採点方法

ア 各委員は、各企業の提案内容を踏まえ、各審査項目について採点し、評価点をつける。

その評価点の合計により順位をつけ、順位点の合計が1番低い者を本業務の第1位入選者とする。

イ 順位点が1番低い者が2企業以上ある場合は、評価点で1位の数が多い企業を選定する。1位の数が同数の場合は、各委員と協議して、委託企業を選定する。

(4) 審査過程における全体的な留意事項

ア 企画提案書の作成、応募等に要する経費については、全て参加者の負担とする。

イ 提出された各書類については返却しない。なお、本事業に係る提案書類及び内容等については、県担当者及び選定委員以外に一切公開しないものとする。

ウ 審査内容及び経過などについては公表しない。

エ 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

(5) 委託企業決定後の業務遂行に当たって

ア 委託企業の決定通知後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画提案等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、選定委員会において次点の企業に業務委託先を変更する場合がある。

イ 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。

ウ 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

エ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結

前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) その他

ア 選定された企業が、業務委託契約の締結に応じない時、又はその他の理由により契約締結に至らない場合は、選定委員会の審査採点において、順位が次点の企業を繰り上げて、その企業と契約できるものとする。

8 実施要領等の配布場所、企画提案書等の提出場所及び問合せ先

沖縄県環境部環境保全課 担当：親川

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（4 階）

TEL 098-866-2236

FAX 098-866-2240

e-mail aa038008@pref.okinawa.lg.jp

※メールによる問合せの際には、件名の頭に【赤土等流出防止活動促進事業委託業務】とつけること。